

第3回 栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会 第3回 栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会

議事概要

平成29年7月14日（金）13:30～15:00
栃木県自動車整備振興会3階会議室

1. 開会及び資料確認

【鉢村専務】

定刻となりましたので、只今より、「第3回 栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会」及び「第3回 栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催致します。

本日は、業務大変お忙しい中を、関係者の皆様方には、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事をしております 鉢村 でございます。議事に入るまでの進行につきましては、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今回の協議会につきましては、前回協議会からこれまでの取組のご報告と、この間に国土交通省より発出されました「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ通達に基づく協議会の対応としまして、通達に規定する活性化項目の目標値の設定に関して、ご承認頂ければと思っております。

それでは、始めに、本日の協議会につきましては、過半数を超える構成員のご出席をいただいておりますので、各交通圏の設置要綱第5条第14項の規定に基づき、適正に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては、設置要綱第5条第13項において「協議会は原則として公開とする。」旨規定されておりますので、報道関係の方々につきましても協議会が終

了するまで入室を認めておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『委員名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1-1 県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）

資料1-2 塩那交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）

資料2 タクシー事業の現状（タクシー業界の取り組み）

資料3 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）

資料4-1 フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果

資料4-2 フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標

以上の資料をご用意しております。資料に不足等ございましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、本日までご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところでございますが、議事進行の関係から変更のありました構成員についてご紹介させていただきます。

設置要綱第4条(6)「その他協議会が必要と認める者」の区分として、これまで①「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様、及び「栃木県警察本部交通部交通指導課長」様にご参画いただいていたところですが、栃木県警察本部をひとつとして新たに「栃木県警察本部交通部総括参事官」として池田 正 様にご加入いただいております。

どうぞ宜しくお願い致します。

また、本日、国土交通省関東運輸局 栃木運輸支局の方々に、オブザーバーとしてご

出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは早速議事に入りたいと思います。

ここからの進行につきましては、会長にお任せ致します。森本会長よろしくお願ひ致します。

2. 議 事

【森本会長】

本協議会の会長を務めさせていただきます森本でございます。

先ほど事務局から話がありましたが、今回の協議会につきましては、昨年12月に国土交通省から出されました、フォローアップ通達への対応が中心となります。

この通達では、協議会において活性化項目の目標値を定め、国土交通大臣への報告が求められております。そのため、本日の協議会で目標値の設定等を協議していきたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入らせて頂ければと思います。

「準特定地域協議会の設置要綱の改正」について事務局より説明をお願ひ致します。

2. (1) 準特定地域協議会の設置要綱の改正について

【鉢村専務】

それでは、資料1-1「県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）」及び資料1-2「塩那交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。

変更内容については、赤字で示してございます。

まず、第4条（協議会の構成員）をご覧ください。

第1項の構成員の任期についてとなります。これまで準特定地域の指定期間に併せて任期を本年1月26日迄とさせて頂いておりました。指定期間につきましては1月26日付国土交通省告示第49号にて延長されたところではありますが、法令により、協議会への加入・脱退は自由となっておりますので、構成員の任期を廃止したいと考えています。

また、先程ご紹介いたしました「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様及び「同交通指導課長」様につきましては「栃木県警察本部交通部総括参事官」様へと変更するとともに、法第8条第2項に規定されている構成員に沿って記載順を改正しております。

次に、第5条第3項及び第8項において、それぞれ会長と事務局長の任期を定めさせて頂いております。こちらにつきましては、準特定地域の指定期間に合わせた「平成31年9月30日」に改めたいと思います。

次に、第5条第15項をご覧ください。ここでは、書面開催についての定めが記載されておりますが、この書面開催ができる範囲につきましては、これまで、国土交通省から発出されておりました協議会ガイドラインに沿う形で、(1)、(2)の2つのケースに限っておりましたが、国土交通本省に確認したところ、必ずしもこれらに限るものではないとの回答をいただいたことから、報告事項や軽微な変更について書面開催が可能となるよう「会長は、次に掲げる事項に加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、」と改めたいと思います。

以上です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

【森本会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正」についてご説明がございましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

(特段意見なし)

特段無ければ、議決をとりたいと思います。

それでは、議決方法について、事務局よりご説明をお願い致します。

【鉢村専務】

それではご説明申し上げます。

設置要綱の改正の議決については、設置要綱第5条第10項の（2）の規定により議決をとることとなっております。

なお、本日、欠席されている構成員の方々につきましては、事前に本日の協議会関係資料を送付しており、特段のご意見等はなく、会長へ一任する旨の委任状をいただいておりますことを、ご報告申し上げます。

【森本会長】

ありがとうございました。

それでは説明のありました設置要綱の改正について議決をとりたいと思います。

委員の皆さまの議決を取る前にタクシー事業者の合意状況について、ご報告をお願い致します。

【鉢村専務】

タクシー事業者に対し、事務局より意見等を照会したところ特段の意見等はございませんでした。

【森本会長】

ありがとうございました。特段の意見は無かったとのことなので、タクシー事業者関係については合意と判断させていただきます。

それでは、委員の皆さま、設置要綱の改正に合意頂ける場合は挙手をお願い致します。

（委員全員挙手）

ありがとうございました。設置要綱の改正についての議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは議題（２）『適正化・活性化の取り組み状況』について事務局から説明をお願い致します。

2.（２）適正化・活性化の取り組み状況

【鉢村専務】

それではご説明致します。資料２をご覧ください。

まずは１ページ目に車両台数と適正車両数として、県南交通圏について記載しております。平成２１年６月１７日時点で６１５台ほどございます。それが、本年３月末現在では、４９６台と２割ほど削減されています。しかしながら、適正車両数の上限が４０８台で下限が３５２台という車両数が、国土交通省より示されております。４９６台と４０８台で考えても、まだ８８台適正車両数が多いということになります。

続いて２ページ目ですが、車両台数と適正車両数として、塩那交通圏について記載しております。こちらも平成２１年には２８８台、本年３月末には２３１台ということで、２割ほど削減はされているところではありますが、まだ適正車両数との乖離は５２台あるので、まだ台数が多い状況です。

続きまして３ページ目になりますが、県南交通圏の延べ実働車両数が、平成２１年度から平成２８年度にかけて、３割ほど実働車両数が減っています。輸送人員につきましても、平成２１年度に約２８０万人だったのが平成２８年度では約２１５万人になっており、約２３％の減少となっています。

４ページ目についてですが、塩那交通圏の延べ実働車両数及び輸送人員が載っています。実働車両数は、平成２１年度の約７万台から平成２８年度は約４万９千台と、３割

ほど実働車両数が減っています。輸送人員についても、平成21年度の110万人から平成28年度の89万人となっており、2割減となっております。

続いて5ページ目をお開きいただくと、県南交通圏の日車營收の推移が記載されておりますが、平成21年度は17,588円となっておりましたが、平成28年度には21,120円となっており、2割ほど増えている状況であります。それから、日車実車キロにつきましては、平成21年度は50.8キロ、平成28年度は54.6キロと約7%距離が伸びています。

塩那交通圏については6ページ目ですが、日車營收は平成21年度が21,530円から平成28年度には25,368円と約18%増えています。実車キロの推移については、平成21年度の60.4キロから平成28年度の68.6キロと約13.6%伸びています。

続きまして、適正化の他に地域計画の目標毎の達成状況ということで、活性化について取り組んできた状況をお伝えします。

7ページ目をお開きください。まず、地域計画の目標①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりということで、運転免許返納制度を始めています。運転免許返納は、自主的に運転免許を返納するよう呼びかける警察庁の施策であり、そのインセンティブとして導入を求める警察からの呼びかけに応じ、タクシー事業者が設定したタクシー運賃の割引制度です。返納者には「運転経歴証明書」が発行され、タクシー利用時に提示をすることで1割引とするものでございます。参考までにお伝えすると、各年度の返納割引件数ですが、21年度が1,458件、22年度は2,350件、23年度は4,850件、24年度は5,498件、25年度は5,803件、26年度は6,552件、27年度は7,971件、28年度は9,662件と、現在は約1万件近くまで割引件数が増えています。左下にはUDタクシー導入について

記載しておりますが、現在の栃木県の導入車両数については26台となっております。

また、右下には乗務員等の研修について記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

8ページをご覧ください。ここに記載しているのは、顧客満足度調査として、タクシー車内の助手席の後ろに設置したはがきにより、利用者から意見をいただいたものの集計結果です。平成23年より実施していますが、ここには平成28年4月～平成29年3月までの分を記載しております。概ね良好という回答が7割で対応が良くなかったという回答が3割でした。

続きまして、②安全性の維持向上について記載をしております。ドラレコを活用した事故防止対策の実施として、塩那交通圏では8者121両、県南交通圏では14者158両の車両に装着しています。9ページには安全性の確保ということで、アルコール検知器の義務化について記載されておりますが、各事業者2個以上の検知器を導入し点呼を実施しています。右側には栃木県内のタクシーによる事故の件数を、警察本部の交通年間より抜粋し記載しております。

続いて③環境問題への貢献、④交通問題・都市問題の改善についてですが、低公害車の導入として、ハイブリットタクシーを19事業者で81両、電気自動車を1事業者が1両導入しております。また、タクシー乗り場の改修としまして、JR小山駅東口が新しく作られ、JR片岡駅についても、西口に新しく乗り場を設置しました。

次に、10ページを開いていただき、観光立国実現に向けての取組みについてですが、昨年、新たに指さし外国語シートを作成しました。こちらを全乗務員分作成し、各車両に装着し活用しています。その他、駅から観タクンやおもてなし研修も行っています。

11ページには、⑥防災・防犯対策への貢献として、ドライブレコーダー情報の提供

や、振り込め詐欺に係る車内ステッカーの掲示を行い、那珂川町ではタクシー事業者と警察により「地域安全活動に関する協定」を結びました。また、県内23事業者447台については、「こども110番」として、地域安全パトロール活動に協力しています。

12ページには、⑦タクシー運転者の労働条件の改善・向上について記載しておりますが、乗務員数は徐々に減少している状況です。平均年齢は逆に上がっている状況です。乗務員の給与額についてですが、平成28年の平均年間給与額は292万8千円となっており、県内全産業労働者と比較すると、約55%差となっております。

以上のとおり、タクシーが公共交通機関として健全に機能していくことを目標として、タクシー事業者は、本地域計画に基づく適正化・活性化策に取り組んできたところであります。

しかしながら、適正と考えられる車両数と現有供給輸送力の乖離については、依然として高く、今後とも積極的に適正化策を講じていくことが必要と考えられます。

特に活性化策として、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、外国人旅行者の増加を好機と捉え、おもてなし対策等を推進し、更なる創意工夫のある取組を図っていきたいと考えております。

【森本会長】

ありがとうございました。タクシー事業の現状をデータでお示し頂き、また、進めている活性化の取り組みについてご説明頂きました。ここまででご質問等ございますでしょうか。

【荒川委員】

延べ実働車両数が減って、輸送人員も減っている中で、日車營收が20%程増えているというのは、乗務員の労働時間が増えて厳しくなっているのでしょうか。

【鉢村専務】

乗務員不足により、延べ実働車両数が減っていると思われます。したがって、乗務員の労働時間も増えているとは思いますが、いままで目一杯働いていたわけではないため、乗務員への負担はそれほどないと思われます。待機時間が短くなったというのはあると思います。

【石井委員】

乗務員の数が不足しているという話ですが、1ページと2ページにそれぞれ車両数が記載してあるが、実際、稼働している割合はどのくらいなのか、稼働している車両数と適正車両数との乖離はどのくらいなのか、わかれば教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

【鉢村専務】

稼働率については、約6割が動いており、約4割が動いていない状況です。

【三柴委員】

12ページの平均年齢の推移ですが、平成28年度末で61.7才となっていますが、一番多い世代の方は何十代の方でしょうか。

【鉢村専務】

60才以上が1,000名ぐらいで、多い年齢としては65才～70才の間が多く、600人近くいます。

【東原委員】

UD車の導入について、国が補助金を出していて大変助かっている所ですが、誰でも自由に乗れるというのがUD車の目的だったと思います。現在のUD車については、車椅子の方にとっては非常に便利ですが、階段を上がれない方、ステップを上がれない方は、セダンの方が乗りやすいため、UD車では来ないで欲しいという話も増えている。

もう少し、車両の改良をしてもらえると、導入しやすいと思います。

【鉢村専務】

今現在、UD認定を受けている車両は、ニッサンのNV200しかありませんが、本年11月頃にトヨタからジャパントクシーという車両が発売される予定で、この車両は車高が若干低めで、真ん中もフラットになり、広い空間がとれるため、UD車両の認定をとっていくとのことですので、その車両がそれに当たるのではないかと思います。

【東原委員】

ジャパントクシーについてですが、サイドからスロープを出す事になるので、道の狭い場所だと道路の真ん中に停車しなければならないため、まだ地方には合わないのかなと感じています。

【等々力委員】

塩那交通圏には、那須や塩原温泉といった観光地があり、そういった場所で観光に使う車両はジャンボタクシーが主となっています。地域活性化に力を入れようとしている那須町や那須塩原市にとって、観光事業はなくてはならないものであり、また、その観光の足としてタクシーを利用される事は増えてくると思います。そういった観光としての需要を増やそうとしている中で、ジャンボタクシーも減車の対象となってしまうと、増車もできず一般のタクシーがジャンボに代わっていくと、地域の住民の方を乗せるタクシーが減ってしまうという、アンバランスな状況になってしまうのではないかと思います。減車の対象になる車両からジャンボタクシーを外すとか、ジャンボタクシーについては需要があれば増車ができる等、考えていただけないかという意見です。

【森本会長】

ありがとうございました。それでは、次の議題（3）『適正化・活性化に関するフォローアップ調査依頼』について進めさせていただきます。

2. (3) 適正化・活性化に関するフォローアップ調査依頼について

【森本会長】

本協議会にて、活性化についての目標値を定めるよう通達が出されております。先ずはオブザーバーとして参加しております行政から「フォローアップ通達」について説明してください。

【栗田首席】

栃木運輸支局の栗田です。資料3についてご説明させていただきます。

資料3の柱書きにて、この通達の背景と目的が書かれております。要約しますと「平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされており、このため、平成28年4月に策定した「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」において、特定地域・準特定地域（以下、「特定地域等」という。）における地域指定の効果について、具体的な項目を定め、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表すること」とされ、そのために必要な調査や地域における目標の設定を求めているというものです。

特定地域等においては、協議会において、各種取り組みの状況を定期的に把握するとともに、実績に基づいて、地域指定の効果についてフォローアップを行い、タクシーの安全性・利便性の向上を図る必要があるというタクシー革新プランでとりまとめられた内容を踏まえたものであり、この8月の公表を目指した動きとなっております。

次に、ローマ数字のI「共通事項」にて、この調査は毎年行うこと、今回は、多少の猶予を頂いておりますが、調査結果を本省へ6月末迄に報告すること、本省において8月に公表すること、加えて、各タクシー協会においてもHP等にて公表することとされて

おります。

次ページのローマ数字Ⅱでは、具体的な「フォローアップの内容」が書かれており、1が「適正化事業について」となっております。今回は初回の調査と言うこともあり、過去3年分の調査を実施しておりますが、調査の一例として1(2)②の「賃金の改善度」については、全事業者の過去3年間の全運転手の賃金、労働時間、売り上げを調べる事となっているなど、非常に時間を要する調査内容となっております。

次に「活性化項目」につきましては、2(1)において、同様に3年間の状況の調査を実施し、この後、事務局よりその調査結果のご説明がありますが、皆様にはこの①から⑨の9項目についての目標値についてご検討いただくこととなります。

(2)において協議会の役割が記載されておまして、「項目毎の目標値の設定」、次年度からは「調査結果の検証と新たな目標の設定」をしていただき、国土交通省へ報告することとされております。

なお、報告については地域計画へ反映したものの提出をもって代える事ができる規定となっております。

その後に記載の「評価手法」につきましては、前年度伸び率をもって評価するとされておりますが、項目によっては、先行して取り組んだことによって、頭打ちしているものは評価されないこととなりますし、需要との兼ね合いで、これ以上は費用対効果から求められない項目なども考えられます。

地域的な事情も違う中での評価・公表の方法はこれから本省において検討していく部分でございます。

今回の協議会につきましては、活性化9項目の調査結果を基に目標値について検討頂く事となりますが、これまで活性化項目について数値目標は設定していないこと、通達の報告期日迄に十分な議論をする時間がないことがあります。加えて調査結果の数値に

ついて、協会がこれまで把握されてきたデータとの間に乖離が生じております。

具体的に言いますと、外国語講習については、現在、タクシー協会において「タクシー運転者おもてなし研修」に外国語講習が組み込まれており、現時点で約520人の受講者があるわけですが、今回の調査結果では0人といった結果となっております。この要因としましては、回答方法における定義についての周知が充分でなかったため、例えば、協会等が実施している外国語講習も対象としているものの、事業者独自の外国語講習のみを対象と捉え、他の講習等は計上しないなど、認識に相違が生じているものと考えられます。

来年度の調査においては、調査方法を再検証した上で詳細な説明を実施していくことなどが必要と考えておりますが、本年度の目標値につきましては、報告期限などを踏まえ、「本調査結果」及び「今までの取り組み状況を踏まえた設定とすること」、を考慮し、この協議会として活性化項目の9項目の目標値についてご検討いただければと存じます。

以上、簡単ではございますがフォローアップ通達の説明とさせていただきます。

【森本会長】

今回、お集まりいただいたのは、このフォローアップ通達への対応というところになります。これまでの地域計画については、国土交通省から示されている基本方針の中で「具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標、定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない」とされておりましたが、今回の通達により9項目に対して定量的な目標の設定が求められております。本来であれば、十分な時間を頂き、皆さまと議論したいところではありますが、今回は、多少の猶予はあるとのことですが、この通達には6月末迄との期限も付されており、非常に厳しいご指摘が来ております。まず、目標値の設定について、この段階でご質問のある方はよろしくお願い致します。

【等々力委員】

例えば、妊婦・子ども向けタクシーについて、自社において行っている講習があるのですが、今回の調査については、協会において行っている講習のみを対象として報告した。また、認定運転者の認定というのが、何を基準に認定とうたっているのかが具体的にわからないため、報告が0になってしまっていたりする。今後はそういった点をしっかり説明していただけると良いと思います。

【森本会長】

おっしゃるとおりだと思います。このギャップは、質問する方と答える方の意思の疎通ができていなかったための数値になっていると思います。これも踏まえて、どのように具体的数値を出していくかを説明して、それを聞いていただいてから引き続き議論をしたいと思います。それでは、調査結果の報告と目標値について事務局から説明をお願い致します。

【鉢村専務】

資料4-1をご覧ください。

こちらにつきましては、通達に基づく9項目について実施させて頂いた調査結果となります。先ほど行政からも少し話がありましたように、協会では把握している数と実態が乖離している状況です。それではご説明致します。

1. 妊婦・子ども向けタクシー関係についてですが、県南交通圏及び塩那交通圏ともに0となっております。しかし、塩那交通圏では1者取り組んでいる事業者がいます。
2. UD研修受講者数についてですが、県南交通圏は26年が3者11人、27年は4者18人、28年は3者18人となっています。塩那交通圏では、事業者数は26年から28年まで2者で変わらず、運転者数については、26年が12人、27年も12人、28年は11人となっております。こちらの数については、全国福祉輸送サービス

協会の受講修了書を持っている方になっています。続きまして3. 観光タクシー関係についてですが、県南交通圏での取組事業者数としては、各年とも1者で、運転者数は0人となっております。塩那交通圏については、26年が3者13名で、27年は4者13名、28年は4者10名となっております。4. 外国語講習関係についてですが、さきほど支局からも話があったとおり、両交通圏ともに0者0人となっておりますが、おもてなし研修で指差し外国語シートを活用して行っているため、含められるのですがズレてしまっている状況です。5. アプリ配車については、県南交通圏が26年及び27年は2者64両で、28年は4者97両と増えています。塩那交通圏では、事業者数が26年の1者から毎年1者ずつ増えています。車両数は54両と変わっていないため、記載ミスがあったかと思えます。6. UDタクシーの導入関係ですが、県南交通圏では3年とも4者9両となっております。しかし、協会では把握している数としては10両となっておりますが、調査結果としては9両となっております。塩那交通圏についても、3年とも1者1両となっております。続きまして、7. 環境対応車の導入についてですが、県南交通圏では、事業者数が26年の1者2両から2者3両、3者4両と増えています。塩那交通圏については26年が5者14両、27年は5者17両、28年は4者18両となっております。8. 先進安全自動車（ASV）導入関係については、県南交通圏は0者0両となっており、塩那交通圏は26～27年は0者0両でしたが、28年に1者1両となりました。9. クレジットカード・電子マネー等導入関係についてですが、県南交通圏では4者101両・5者106両・6者164両と増えています。塩那交通圏についても、2者65両・6者89両・7者95両と増えています。

以上が、調査結果のご報告となります。

続きまして、資料4-2により、目標値についてのご説明となりますが、まず、この「目標値」につきましては、通達に基づく調査結果をもとに、先ほど行政からもありま

した「地域の今までの取り組み状況を踏まえた設定」といった考え方で作成させて頂いております。

【以下、資料4-2のとおり項目毎の目標値設定を説明】

なお、報告に際しましては、先ほど栗田首席からの説明において地域計画への反映でも可能とされておりますが、地域計画に記載することで、毎年、数値だけの変更といった改正が生じることになりますので、別途協議会会長名にて目標値のみを記載した報告書を作成することとさせて頂ければと考えております。以上、目標値の設定についてのご説明となります。

【森本会長】

ただいま事務局よりご説明がありました、通達に基づく調査結果と、それに基づいて事務局から目標値（案）が示されたところです。

それでは、この目標値について皆様のご意見を聞いてみたいと思います。

ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

【等々力委員】

それぞれの項目について、基準を具体的に設けていただけると事業者も回答しやすいと思うので、検討していただきたい。

【栗田首席】

いまのご意見のとおり、まだまだ調査について改善点があるため、今回の調査についての課題等を取りまとめ、本省へ報告したいと思います。本調査は毎年実施するものですので、次年度以降については、今回のような双方の認識違いが無いよう改善した状態で実施させていただければと思います。今年度については、この様な形での目標設定を検討していただければと思います。

【森本会長】

今の事務局からの説明からすると、現時点で基準はないけれども、今までの調査結果を踏まえて、来年度からはきちんと基準をもって調査を行うということで、今年度についてはこういった形でお認めいただいて始めるということによろしいかという事だと思いますが、いかがでしょうか。

【東原委員】

UD タクシーを導入する際に、今年度の補助金対応はまだ間に合うのでしょうか。

【鉢村専務】

今年度の国の補助金対応については、できない状況です。37両中34両については、28年度の国土交通省の補正予算で確保してある状況です。これから申し込むと言うことはできないので来年度の申込みということになります。

【荒川委員】

④の外国語講習受講者数の部分についてお聞きします。他の目標値は年度で決められていますが、ここだけ2020年までとなっていますが、こういった設定方法で問題はないのでしょうか。毎年の評価を行う必要があると思うのですが。

【栗田首席】

この部分については、おもてなし研修が昨年10月から実施されているということから、今後の伸び率がわからないため2020年までとしていると聞いている。毎年の評価・見直しとしては、今年度の受講者数を見たうえで2020年までに達成できそうかを確認していく事になると思います。

【森本会長】

ありがとうございました。さきほどから、事務局と皆様でご議論していただいているように、今年度については少し変則的ではありますが、こういった形で目標値を出させ

ていただいて、来年に向かってはデータをとるための基準の明確化や、本日いただいたご意見を反映させていただいて、とりまとめていきたいと思います。その辺りも含めて、資料4-2の目標値について、本協議会から報告させて頂きたいと思います。

以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【鉢村専務】

森本会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙のなか、多数ご出席をいただき、また、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

本日、協議頂きました目標値を国土交通省へご報告させて頂きます。

以上で「第3回 栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会」及び「第3回 栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

以上